（様式１-１）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大阪府トラック協会　会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所属支部　　　　　　　　　支部）

住　　所

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

担当者名

**令和３年度 脳健診助成事業 助成金交付申請書**

当社は、貴協会が行なう標記事業助成金交付要綱第６条に基づき、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

**１．申請額・申請人数**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **申　請　額** | **円** | **申 請 人 数** | **名（総受診者数：　　　名）** |

**※受診内容の詳細は様式1-2のとおり**

**２．助成金の振込先** ※口座名義が申請事業者のものに限る

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 融 機 関 名 |  | 支 店 名 |  | | | | | | |
| 預 金 種 類  （該当する方に〇印） | 普 通　・　当 座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| (フリガナ) |  | | | | | | | | |
| 口 座 名 義 |  | | | | | | | | |

**３．自認事項**

当該受診にかかる費用は、当社が全額負担していることを自認します。

|  |  |
| --- | --- |
| 会　社　名 | 代 表 者 名 |
|  | ㊞ |

◆添付書類◆　①受診内容明細書(様式１-２)

②脳健診受診証明書(様式２)※複数名受診の場合は全員分

　　③誓約書(様式３)

④受診料が確認できる書類（医療機関等の請求書(写)、領収書(写)等）

※申請額は、1名につき受診費用の半額(上限2万円)までで100円未満切り捨て、1社最大10名まで。

（様式１-２）

**受　診　内　容　明　細　書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 受診者名・生年月日 | 受診日 | 受診医療機関名 | 受診費用(税込) | 申請額(円) |
| 1 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月 日生 ( 　歳) |  |  |  |  |
| 2 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月　 日生 ( 　歳) |  |  |  |  |
| 3 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月　 日生 ( 　歳) |  |  |  |  |
| 4 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月　 日生 ( 　 歳) |  |  |  |  |
| 5 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月　 日生 ( 　歳) |  |  |  |  |
| 6 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月　 日生 ( 　歳) |  |  |  |  |
| 7 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月　 日生 ( 　歳) |  |  |  |  |
| 8 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月　 日生 ( 　歳) |  |  |  |  |
| 9 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月　 日生 ( 　歳) |  |  |  |  |
| 10 | 氏名： (男・女)  S・H　 年　 月　 日生 ( 　歳) |  |  |  |  |

（様式２）

一般社団法人大阪府トラック協会　会長　殿

**脳 健 診 受 診 証 明 書**

受診者氏名

上記受診者が、令和　　年　　月　　日に当院で脳健診として、頭部ＭＲＩ検査と

頭部ＭＲＡ検査をセットで受診したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

所在地

医療機関名

担当医　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（様式３）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大阪府トラック協会

会　長　　殿

住　　所

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

誓　約　書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当社）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

１．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう）

２．暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団」をいう）

３．暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）

４．法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

５．公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者